

久留米南部商工会 会員・女性部の皆様へ

久留米南部商工会女性部主催

消費税軽減税率制度講習会

内容 平成31年10月より、消費税が8%から10%に引き上げられると同時に「消費税の軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があり、日々の取引や経理、生活にどのように影響するのか、また業務で必要となる対応について理解を深めることを目指します。

日時 平成31年 1月28日(月) 19時～

(講習時間 60分予定)

会場 久留米市三潯総合支所 2階 205会議室

対象者 久留米南部商工会会員・女性部員

参加費 無料



申込締切 平成31年1月21日(月)までに久留米南部商工会までにご連絡ください。FAX 0942-64-4850

(女性部主催「消費税軽減税率対策」講習会)

出席 ・ 欠席

事業所名 ()

氏名 ()